

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	21 件

千葉国民年金 事案 3441

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、国民年金に加入して以降、結婚の前後を含め欠かさず国民年金保険料を納付してきた。当時の領収書は引っ越しで紛失したが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳は、昭和48年2月26日に発行されたことが記載されており、申立人は勤めていた会社を退職後、速やかに国民年金への切替手続きを行い、49年4月に資格を喪失するまで国民年金保険料を全て納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、同手帳には、氏名及び住所の変更を行った日が昭和51年4月17日と記載されており、申立人は同日、国民年金に再度加入手続きを行ったことが推認でき、加入手続きを行った時点において申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、共済組合加入期間を除き申立期間前後の保険料は納付済みであることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月、2年1月から同年3月までの期間及び同年9月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月まで
④ 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
⑤ 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで
⑥ 平成元年 3 月
⑦ 平成 2 年 1 月から同年 3 月まで
⑧ 平成 2 年 9 月から 3 年 3 月まで

私の国民年金については、昭和 50 年 4 月頃、母が加入手続を行った。国民年金保険料は、私が母に渡し、母が市役所で納付していたのに申立期間①が未納とされていることは納得できない。

結婚後については、夫が夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関から納付していたのに申立期間②、④、⑥、⑦及び⑧が未納とされていることは納得できない。

申立期間③及び⑤の時期は、景気がよく、経営していた店が大変繁盛しており、保険料を納付できない訳はなく、申請免除と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑥については、1 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立期間⑥の保険料については納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間⑦及び⑧については、申立人は、夫が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと申述しているところ、申立人の夫の「平成2年分の所得税の確定申告書」では、一人分の国民年金保険料「99,600円」が社会保険料控除として申告されているが、申立人は事業専従者として収入を得ていることが確認できることから、申立人は夫とは別に保険料の控除申告を行っていたと考えるのが合理的であり、オンライン記録において確認できる納付記録では、昭和60年4月以降はほぼ夫婦同時に保険料を納付している状況を踏まえると、申立人の夫が申立期間⑦及び⑧の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、母が昭和50年4月頃、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、51年7月頃に払い出され、申立人は同時期に加入手続を行ったと推認されることから、申立人の主張と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は高齢のため当時の状況を聴取することができず、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

3 申立期間②、③、④及び⑤については、一緒に納付していたとするその夫の納付記録は未納及び申請免除となっており、当該期間の保険料を納付していたとは推認できない。

また、申立期間③及び⑤については、被保険者台帳において、申請免除と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②、③、④及び⑤の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月、2年1月から同年3月までの期間及び2年9月から3年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3443

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月から58年3月まで

私は昭和57年2月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は送付されてきた納付書で父が全て納付してくれており、結婚後の58年4月からは、自分で納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和57年3月に払い出されたことが確認でき、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認されることから、加入時点において申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められることから、申立人の父が申立期間の保険料を納付したと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3444

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、大学を卒業後、アルバイトをしていたが、母から「年金は加入しておいた方が良い。」と勧められ、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は銀行又は市役所で納付した。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和56年7月頃に払い出されたことが確認でき、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、加入時点において申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間以降、厚生年金保険との切替手続及び第3号被保険者への種別変更手続も適切に行い、国民年金の加入期間においては保険料を全て納付しており、国民年金制度に対する理解及び保険料の納付意識は高かったものと推認されることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私の年金記録のうち、申立期間については、国民年金保険料の免除申請手続きを行い、その免除申請について承認通知が届いたので安心していたのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続きを行い、毎年、免除承認通知を受けていたと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立期間を除き、夫婦共に前後の期間において複数年間が申請免除期間とされていることから、申立人の主張どおり、申立人が、申立期間当時、夫婦二人分の免除申請手続きを行っていたものとするのが自然である。

また、A区の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人の所持する領収証書で現年度納付が確認できる昭和51年7月から52年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間が申請免除と記録されており、オンライン記録と一致していないことから、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていないことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで

私は、昭和56年4月にA市で開業した際、同市B支所（当時）で転入手続と合わせて、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その際、申立期間の国民年金保険料を納付することができることを聞き、遡って納付したことを記憶しているので、申立期間の納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和57年2月から同年3月頃までにA市で行われたものと推認されるところ、この時点で、申立期間のうち、55年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は加入手続当初の比較的短期間であり、申立人の主張する保険料納付金額は、上記過年度納付が可能な期間の保険料及び昭和56年度保険料の合計額とおおむね一致する上、申立人は、申立期間以降の保険料を全て納付していることを勘案すると、申立人が加入手続時に過年度納付を行ったとの主張を否定する事情は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和54年4月から同年12月までの期間は、加入手続を行った時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年9月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。また、54年4月から55年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年9月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私の年金記録のうち、昭和51年10月から52年9月までが申請免除期間とされているが、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA区役所で納付していたはずである。また、54年4月から55年3月までは、妻が保険料の免除申請手続きを行い、その免除申請について承認通知が届いたので安心していただけに未納とされている。それぞれの申立期間の納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人夫婦の所持する国民年金手帳の検認記録及び国民年金保険料領収証書により、申立期間直前の昭和50年4月から51年9月までの国民年金保険料を夫婦同日に納付していることが確認できるところ、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、オンライン記録で申立期間①は納付済みとされている上、申立期間①の過半にあたる同年10月から52年6月までの保険料を納期限内に現年度納付していたことが同領収証書で確認できる。

また、申立期間②については、A区の保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、昭和51年7月から52年3月までの期間、同年4月から53年3月までの期間、55年4月から56年3月までの期間は申請免除期間と記録されているが、オンライン記録と一致していないことから、申立期間②当時、行政の記録管理が適正に行われていないことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、申立期間②の国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から12年3月まで

私は、新たな会社で勤務を開始した後の平成13年10月頃、友人に勧められてA社会保険事務所（当時）でそれまでの国民年金保険料をまとめて納付しようとしたところ、11年7月から同年9月までは納付期限が経過していることから納付することができないと言われたため、納付することが可能な申立期間の保険料を納付したにもかかわらず申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、友人に勧められて平成13年10月頃にA社会保険事務所ですべての国民年金保険料をまとめて納付しようとしたところ、11年7月から同年9月までは納付期限が経過していることから納付することができないと言われたため、納付することが可能な申立期間の保険料を過年度納付したことなど当時の状況を具体的に述べたこと、その申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の友人は「申立人が新しい会社に転職後、国民年金保険料の納付を勧めたことがあった。」、申立人の母は「申立人が会社に勤務している間に保険料を納付しに行ったことを覚えている。」とそれぞれ証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、自営業のため退職金等が無いので、将来のことを考え、国民年金だけはしっかりと夫婦一緒に納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、結婚後の 20 歳で国民年金に加入して以降、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。」と主張しているところ、オンライン記録において、保険料の納付日が判明している昭和 59 年度以降は夫婦同日に納付していることが確認できることから、申立人は基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたことが推認できる。

また、申立期間①、②及び③はそれぞれ 3 か月と短期間である上、前後の期間の保険料は長期間納付済みであることから、当該期間の保険料を夫婦一緒に納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から55年10月1日まで
私は、昭和31年3月28日にA社に入社し、63年7月末に退職するまで、同社に継続して勤務した。申立期間の標準報酬月額が、給与から控除された金額に相当する標準報酬月額より低い金額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間中の昭和54年3月の給与支給明細書により、申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張する32万円であることが確認できる。

また、A社は、「申立人について過去の勤務履歴を確認したところ、給与減額に相当するような処分、長期欠勤の履歴は一切ない。」と回答しており、複数の元同僚は、「会社の業績は順調であり、給与は増加していた。」、「申立期間当時、申立人の給与が下がるような給与体系、手当の変動等が無かった。」とそれぞれ証言している上、当該元同僚について、申立期間に標準報酬月額を減額されている者がいないことが確認できることから、申立人は、申立期間において標準報酬月額に変動がなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張す

る標準報酬月額（32万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「事業所が管理する厚生年金保険被保険者台帳に訂正の跡があることから、訂正の届出をしたかもしれない。」と回答しているが、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁（当時）の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、同年8月から51年6月までは11万円、同年7月から52年6月までは12万6,000円、同年7月及び同年8月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月1日から52年9月1日まで

私は、昭和43年4月にA社に入社し、平成17年3月に退職するまで継続して勤務した。途中、昭和50年8月1日付けで同社B課からC(国)現地法人に長期出張した期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員台帳、個人記録カード(賃金情報)、A社から提出された申立人に係る人事記録カード及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間に同社B課に在籍し、海外出張扱いになっていることが確認できる。

また、A社の元人事部長は、「私が在任していたとき、海外勤務を経験した退職者から年金記録の照会があったことから、昭和45年頃から56年頃までの間の複数の海外勤務経験者の賃金台帳(マイクロフィルム)を確認したところ、海外勤務期間中も国内で支給していた給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の個人記録カード（賃金情報）から、昭和 50 年 8 月から 51 年 6 月までは 11 万円、同年 7 月から 52 年 6 月までは 12 万 6,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 8 月から 52 年 8 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社及びC社に分離）本店における資格取得日は、昭和19年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月30日まで

私は、昭和17年9月にA社本店に入社し、19年6月に本社在籍のまま、徴兵により旧海軍に入隊した。当時、日本国籍を持ち、日本本土にいたが、旧厚生年金保険法では、私の加入は認められなかった。当時、大混乱の時期であったことを十分に考慮し、情状酌量の上、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録により、申立人は、昭和17年10月1日にA社に入社し、19年6月1日に旧海軍に召集され20年9月10日に除隊し、同年9月30日に同社に復職していることが確認でき、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、D省E局F課から提出された旧海軍の履歴原票により、申立人は、昭和19年6月1日に召集され、20年9月1日に召集解除になっていることが確認できる。

一方、当時の厚生年金法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が旧海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定に

よる、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格取得日は、旧海軍の履歴原票により、昭和19年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に基づき、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成15年7月15日は17万3,000円、同年12月15日は17万3,000円、16年7月15日は19万3,000円、17年12月15日は18万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日
④ 平成17年12月15日

私は、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録をみると、記録が欠落しているため、申立期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書により、平成15年7月15日は17万3,000円、同年12月15日は17万3,000円、16年7月15日は19万3,000円、17年12月15日は18万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日は17万4,000円、18年7月15日は19万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日

私は、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているのにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録をみると、記録が欠落している。申立期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書により、平成17年12月15日は17万4,000円、18年7月15日は19万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、昭和 55 年 5 月から 56 年 1 月までの標準報酬月額の記録を 20 万円に訂正することが必要である。

また、申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 56 年 3 月 21 日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 56 年 2 月の標準報酬月額は 20 万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 2 月 28 日まで
② 昭和 56 年 2 月 28 日から同年 3 月 21 日まで

私は、A 社に勤務していた期間のうち、昭和 55 年 5 月以降の標準報酬月額が遡って引き下げられたことは納得できないので、元の金額に戻してほしい。

また、A 社には、同社が倒産した昭和 56 年 3 月 20 日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 2 月 28 日とされていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 56 年 3 月 23 日より後の同年 4 月 13 日付けで、55 年 5 月から同年 9 月までの期間は 9 万 2,000 円、同年 10 月から 56 年 1 月までの期間は 9 万 8,000 円にそれぞれ遡及して訂正されていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿に記載された延べ 59 名のうち、事業主を含

む 26 名に申立人と同様の標準報酬月額の遡及訂正が行われたことが確認できる。

さらに、申立人及び元同僚は、「当該事業所は、昭和 56 年 3 月に倒産した。」と供述していることから、社会保険料の滞納があったことがうかがえる上、閉鎖登記簿謄本及び複数の元同僚の証言により、申立人は役員でないことが確認でき、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社を昭和 56 年 3 月 20 日に離職したことが確認できる。

また、元同僚のうち 1 名は、「申立人は、当該事業所が倒産した昭和 56 年 3 月まで勤務した。」と供述している。

さらに、当該事業所は、昭和 56 年 3 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、当該被保険者名簿により、申立人の資格喪失日（同年 2 月 28 日）は、申立期間①に係る標準報酬月額の遡及訂正と同日の同年 4 月 13 日に届け出られていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 56 年 2 月 28 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年 3 月 21 日であると認められる。

また、昭和 56 年 2 月の標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 1 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和63年12月1日から平成元年6月1日までを38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月3日から平成2年4月1日まで

私は、昭和63年8月3日に給料40万円と住居付きとの約束でA社に就職した。勤務していた間の給料は、提出した給料明細書のとおり38万円から39万円であり、申立期間の標準報酬月額が20万円から22万円として届け出られていたことは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和63年12月から平成元年5月までの標準報酬月額については、申立人は、支給年が不明な1月から6月までの給料明細書を提出しているところ、記載された厚生年金保険料の保険料率から、当該給料明細書は平成元年1月から同年6月までの給料明細書であると推認でき、当該給料明細書に記載された総支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は38万円であることが確認できる。

また、A社は、申立期間当時、当該給料明細書を使用していたことを認めており、保険料の控除は翌月控除であったと回答している。

したがって、申立人の申立期間のうち、昭和63年12月1日から平成元年6月1日までの標準報酬月額については、給料明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行

したか否かについては、事業主は申立てどおりの届出を行っていないか
ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は申立人の主
張する標準報酬月額（38 万円）に見合う保険料について納入の告知を
行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していな
いと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から同年 11 月までの期間及び
平成元年 6 月から 2 年 3 月までの期間については、申立人から給料明
細書等の資料は提出されておらず、当該期間の報酬月額及び保険料控
除額を確認することはできない。

また、事業主は、「当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の関連資料は既に
廃棄済みである。」と回答しており、保険料控除の実態は不明である
上、ほかに申立人の当該期間における保険料の控除について確認でき
る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から同年 11 月までの期間及び平成元
年 6 月から 2 年 3 月までの期間については、申立人が主張する標準報
酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい
たと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年2月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和34年4月にA社C支店に入社して以来、平成2年3月に退職するまで一度も職を離れたことはないが、同社C支店から同社D支店へ異動したときの、昭和37年1月の厚生年金保険の加入記録が欠落している。届出の間違いだと思うので、欠落している記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から昭和37年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資

格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から同年10月1日まで
② 昭和44年11月から45年9月まで
③ 昭和51年8月及び同年9月
④ 昭和63年10月から平成元年6月まで

私は、昭和36年4月、A社に入社し、社名変更後のB社C本社を53年4月に退職するまでの期間、及び63年10月11日から平成15年11月までD社（現在は、E事業所）に勤務した期間のうち、上記期間における標準報酬月額について、申立期間①は3万6,000円が4万5,000円に、申立期間②は8万円が8万6,000円又は9万2,000円に、申立期間③は30万円が32万円に、申立期間④は41万円が47万円になるはずであるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「自分の報酬は4万5,000円だった。」と主張しているところ、B社C本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の当該期間の標準報酬月額は3万6,000円となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人が保有している当該期間の給与明細書により、申立人は、申立期間①のうち、昭和40年7月から同年9月までの期間については、4万5,000円の報酬に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は「保険料控除額に見合う届出変更を行ったと考えられる。」、「当社は、届出を行った時点で保険料の納付額を

確定している。」と回答しているところ、昭和 40 年 5 月に厚生年金保険法の標準報酬月額が改訂が行われ、上限が 3 万 6,000 円から 6 万円に変更されているが、上記被保険者名簿において、申立人と同じ 39 年 4 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 142 人のうち、当該被保険者名簿に「年法改 40.5」と印が記された者は 84 人、「年法改 40.5」印が記され 40 年 5 月時点で従前の標準報酬月額に変更が無い者が申立人を含め 6 人確認できるが、申立人を除く 5 人は同年 7 月に随時改定で上位等級に改定されており、申立人についても、上限改訂に伴う同年 7 月の随時改定の届出が行われたものと考えられ、社会保険事務所において、年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の標準報酬月額について昭和 40 年 7 月 1 日付けの随時改定（4 万 5,000 円）の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①のうち、昭和 40 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、申立人が保有している給与明細書から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 40 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、上記のとおり同年 7 月に随時改定が行われたと認められる上、事業主回答から申立人の主張どおりの標準報酬月額（4 万 5,000 円）であったことは確認できない。

また、当該期間において、申立人が保有している給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は標準報酬月額 3 万 6,000 円に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例法に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人が保有している給与明細書から当該期間において給与支給額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であることが確認できるが、保険料の控除額は申立期間②については 8 万円、申立

期間③については 30 万円に見合う金額であることが確認でき、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間④については、申立人が保有している給与明細書から当該期間において給与支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるが、保険料の控除額から算出した標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することが確認できる。ところが、当該給与明細書の合計支給額には、「長期出張・現場手当」が含まれているが、合計支給額から、その当該手当を差し引いた支給額と当該期間の標準報酬月額はほぼ一致しているところ、当該事業所は、「長期出張・現場手当は変動的な賃金なので固定的賃金には算入していない金額である。」と回答している。

したがって、申立期間のうち、申立期間②、③及び④については、上記給与明細書から、申立人の保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、船員保険の被保険者であったと認められることから、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和17年4月1日）及び資格取得日（18年4月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を55円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月1日から18年4月25日まで
私は、申立期間当時、A社が所有するB丸にC（職種）として乗船していたのに、船員保険に未加入とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D省E局の保管する船員カード及びA社が保管している申立人に係る船員保険の被保険者記録を記載した台帳の記録から、申立人は、申立期間において、同社所有のB丸に乗船していたことが認められる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人は船舶所有者A社（船舶名はB丸）において昭和17年3月29日に被保険者資格を取得し、当該船舶所有者において18年4月25日に資格を再取得している記載は確認できるが、いずれも資格喪失日欄の記載が無いため、喪失日は確認できず、申立人に係る船員保険の記録管理が適切に管理されていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和17年3月29日に船員保険被保険者資格を取得し、18年5月1日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険出張所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格取得日及び資格喪失日について、申立人が17年4月1日に資格を喪失し、18年4月25日に資格を取得した記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者

台帳の記録から 55 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月30日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に、同社C工場における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和52年10月1日から同年11月1日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月30日から同年8月1日まで
② 昭和52年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和31年4月から平成10年6月まで、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された人事記録及び事業主の回答書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年7月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場にお

ける昭和 45 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から 10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、A社から提出された人事記録及び事業主の回答書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 52 年 11 月 1 日に同社 D 工場から同社 E 部に異動、オンライン記録上は、A社（*）からA社（*）に異動）、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 52 年 9 月の社会保険事務所の記録から 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和30年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月15日から同年7月1日まで

私は、昭和30年4月1日にA社に採用され、31年1月1日に同社から分離して設立されたC社に異動し、平成9年7月5日に退職するまで、途切れることなく勤務し、終始、厚生年金保険に加入していたはずであるが、昭和30年6月15日にA社B事業所に配属された際の資格取得日が同年7月1日となっており、同年6月の厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社が保有している申立人に係る「履歴書」から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、異動日については、申立人及び元同僚の供述から昭和30年6月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日を昭和46年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月20日から同年10月16日まで

私の夫は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は、昭和46年9月20日に被保険者資格を喪失し、同年10月16日に再取得とされているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書、退職金支給計算書、異動辞令及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に継続して勤務し(昭和46年10月16日に同社B工場から同社C事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和20年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から21年1月1日まで

私は、A社に昭和16年3月に入社し、49年1月31日まで継続して勤務し、申立期間は同社C支店に配属されていたので、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び文書照会に対する同社からの回答書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び元同僚の供述から、昭和20年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和21年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年3月まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、昭和49年10月頃A区役所で国民年金の加入手続を行った。加入以降、国民年金保険料を前夫の分と共に滞りなく納付した。申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区Bに居住していた昭和49年10月頃に国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、52年4月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の申述と相違する上、申立人の所持する年金手帳には、加入時の住所が同区Cと記載されていることから、同区B在住時に加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立期間は30か月と長期間であり、加入時点においては一部の期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、過年度納付が可能な期間についても、申立人は遡って納付したことは無いと申述していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは推認できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から62年12月まで
私が34歳のとき、元妻が私の国民年金の加入手続を行い、15、16年間分の国民年金保険料を一括して納付したのに昭和46年5月から62年12月までの200か月が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、34歳のときに元妻が国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の被保険者の資格取得日等から、平成2年3月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、加入時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間は200か月と長期間であり、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の元妻も、昭和59年4月から63年3月までの期間の国民年金加入期間は未納となっている上、元妻とは連絡が取れないため当時の状況を聴取することができず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、口頭意見陳述においても、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年3月

私は平成10年4月1日に転職したが、それまでの勤務先の退職日が3月30日付けであることから、3月分の国民年金保険料は納付しなければならないと聞いていたので、A市B区役所において転出届と国民年金の加入手続を同時に行い、保険料は納付書で同年4月中に納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月1日付けの転職に伴い、A市B区役所に転出届と国民年金の加入手続を同時に行ったと申述しているところ、当時のA市においては、転出予定者については原則、国民年金の加入手続の受付及び納付書の作成は行わない取扱いであったことが確認されており、申述内容と相違している。

また、オンライン記録により、申立期間は平成15年4月24日に厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加された時点において申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3453

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から6年3月まで

私は、元夫が仕事を変わる度、市役所で国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していた。

申立期間の保険料は、元夫が転職した平成4年8月頃、転職先の事業所は厚生年金保険の適用が無かったため、自分でA市役所において国民年金第1号被保険者の手続をして、B銀行C支店等で納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元夫の転職先で厚生年金保険の適用が無かったことから、平成4年8月頃、申立人自身がA市役所で国民年金第1号被保険者への種別変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料は金融機関で納付していたと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立期間は、申立人が9年3月17日に提出した第3号被保険者の特例届に基づき、同年5月13日に元夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失に伴う第3号被保険者の非該当処理及び3号特例期間としての該当処理を行ったことにより生じた第1号被保険者期間であることから、同処理が行われた同年5月13日の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の諸手続及び保険料の納付は元

夫の分も一緒に行ったと主張しているところ、オンライン記録において、申立期間の元夫の国民年金の被保険者資格記録は平成9年12月7日に追加処理されており、申立期間は未納とされている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、口頭意見陳述においても保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3454

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの期間及び11年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から10年3月まで
② 平成11年4月から12年3月まで

私は、申立期間は学生だったので、母が国民年金保険料の免除申請を行ってくれていたが、平成12年1月から同年3月頃督促状が届き、平成9年度及び11年度は免除が認められておらず、保険料が未納だったことを知った。平成12年4月に就職するため、未納は良くないと考え、保険料をまとめて納付した記憶があるので、申立期間の納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年1月から3月頃、国民年金保険料の納付に係る督促状が届き、これに応じて申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、この時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することはできない期間であり、申立人自身も申立書の中で納付できなかった蓋然性を認めている。

また、オンライン記録によれば、平成13年12月6日に過年度納付書が作成された記録があることから、同日まで、申立期間の全部又は一部が未納であった事情がうかがえる上、この時点では申立期間のうち、11年10月以前の期間は時効により保険料を納付することはできないことから、就職した12年4月前に申立期間の保険料を一括納付したとする申立人の主張する納付状況と一致しない。

さらに、申立人は一括納付した保険料納付金額を10万円ぐらいと述べているが、上記納付書が作成された平成13年12月6日時点で納付可能であ

った11年11月から12年3月までの保険料額は6万6,500円であり大きく相違している上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られ、年金記録事務における事務処理の機械化が促進され、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年6月までの期間、51年2月から同年5月までの期間及び52年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年6月まで
② 昭和51年2月から同年5月まで
③ 昭和52年7月から55年3月まで

私は、昭和48年10月に結婚しA市及び現在のB市C区に住んでいたときは、元妻が私の国民年金保険料を納付していたことを記憶しているので、申立期間の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録に申立人の国民年金の被保険者記録及び国民年金保険料納付記録が無い上、申立人の所持する年金手帳にも国民年金記号番号及び国民年金の被保険者資格記録の記載が無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとする元妻に申立期間当時の状況を確認することができないため、申立期間の納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3456

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から55年3月まで

私は、昭和47年3月上旬に会社を退職する際、総務担当から国民年金加入についての説明を受けたので、同年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、それ以降の国民年金保険料は納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月13日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは同年6月に行われ、この際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した翌月の47年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続き時点を基準にすると、申立期間の大半である54年3月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続きを行った時期、加入手続きを行った場所、保険料の納付方法、保険料の納付場所及び納付金額に係る記憶は不鮮明であることから、申立期間に係る国民年金の加入手続き状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は96か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申

立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和51年12月に会社を退職する際、国民年金に早く加入した方が良いという話を聞き、また、母からも勧められたので、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、加入手続を行った時期、年金手帳の交付及び保険料の納付についての記憶が不鮮明である上、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月頃、社会保険事務所（当時）からB市に払い出されており、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、同年4月7日に同手帳記号番号による年金手帳が交付されたことが確認できることから、申立人の主張する加入手続状況と一致しない。

また、上記被保険者名簿には、申立人が昭和52年4月7日に初めて国民年金の被保険者資格を任意取得したことが記録されており、申立人の年金手帳の記載内容及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から58年3月までの期間及び58年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から58年3月まで
② 昭和58年10月から60年3月まで

私は、昭和55年6月頃、A県に転居した後、国民年金の加入手続についての連絡も無く年金手帳の存在すら知らなかったが、納付書が送付されてきたので、国民年金保険料を納付していた。

その後、B市に転居した昭和58年6月頃に初めて、国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受領した。B市では、当初納付書で保険料を納付し、その後銀行口座振替で納付したが、納付書で納付していた期間の記録が未納とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「国民年金の加入手続を行っておらず、年金手帳の存在すら知らなかったが、納付書が送付されてきた。」と主張しているが、国民年金の加入手続を行わず、国民年金手帳記号番号の払出しを受けていないにもかかわらず、国民年金保険料の納付書が送付されることは、通常の事務手続では考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月頃にB市で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和60年5月頃の時点で、申立期間②の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、「過去に遡って保険料を納付した記憶は無い。」と申述して

おり、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年4月までの期間、49年4月から同年9月までの期間、50年2月から同年12月までの期間及び54年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から48年4月まで
② 昭和48年5月から49年3月まで
③ 昭和49年4月から同年9月まで
④ 昭和50年2月から同年12月まで
⑤ 昭和54年3月から61年3月まで

私は、20歳になったときA市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。昭和48年5月に結婚してB市に転居したときは、保険料の納付が困難だったので、その年度の保険料は免除してもらったが、その後は納付し、C市に転居してからは金融機関で納付していたのに、申立期間が未納とされているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときA市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和61年8月にD社会保険事務所（当時）からC市に払い出された3,000件の手帳記号番号の一つであり、申立人が46年7月時点に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A市で申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の手帳記号番号の前後 340 人は、昭和 61 年の払出し時点において 26 年及び 27 年生まれの国民年金未加入者グループであり、行政側がリストアップして集団適用を行ったものと推察され、申立人が長期間国民年金に未加入状態であったことがうかがえ、申立期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料の納付及び免除申請をすることはできない。

さらに、申立人は、「所持していた 2 冊の年金手帳を 1 冊にするため国に返した 1 冊の年金手帳には検認印が押されており、これだけ納付していたら年金を受給できると思った。」と申述しているが、昭和 46 年には、国民年金手帳に検認印を押す制度は既に廃止されている上、申立期間当時の保険料の納付方法、金額、納付場所及び免除申請について、申立人の申述は明確ではない。

加えて、申立期間の保険料を納付及び免除申請していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付及び免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び免除申請していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3460

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から43年3月まで

私の母は、A市BのC自治会の国民年金保険料の集金人をしており、その母が、昭和40年10月頃、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、保険料についてもC自治会を通じて納めてくれていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月頃、C自治会の国民年金保険料の集金人をしてきた申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、C自治会を通じて保険料を納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から48年10月3日に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳には、国民年金の被保険者資格を同年11月21日に任意で取得していることが記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3461

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 62 年 3 月まで

私が 20 歳のとき、住民登録は実家のある A 市のまま B 県の大学に在学していたが、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していると聞いていたのに、申立期間が未納とされているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が A 市で国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ってしてくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金記号番号払出簿により昭和 62 年 6 月に C 社会保険事務所（当時）から D 市に払い出された 2,000 件の手帳記号番号の一つであり、前後の第 3 号被保険者の該当処理日及び申立人の納付書作成日から、申立人は同年 12 月に国民年金の加入手続きを行い、55 年 1 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認できる上、申立人の母は既に亡くなっており、申立期間当時の加入手続き及び保険料の納付状況は明確ではない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A 市で申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、昭和 62 年 6 月に D 市において申立人に手帳記号番号が払い出されるまで、申立人は国民年金に未加入である。

さらに、申立人の両親は国民年金の強制加入対象者であったが、国民年金に加入していない上、申立人の弟は、大学在学期間の平成元年 3 月まで国民年金に未加入であり、申立人の妹も、制度上学生が強制加入の対象者

でなかった3年3月までは国民年金に未加入である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から10年3月まで

私は、A市内からB市C区Dの兄の家に転居し、申立期間当時はアルバイトをしていた。国民年金保険料は、中年の女性が自宅に集金に来てくれていたので、毎月ではないが、ほぼ納付していた。数回、中年の男性が来たこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市C区で国民年金の加入手続を行い、自宅に来たC区の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、C区国民年金課は、「申立期間当時、C区の国民年金協力員は国民年金保険料未納者リストを基に一時的な個別訪問をしていたが、その内容は未納保険料の督促、納付困難者への保険料申請免除の説明及び保険料免除申請届の受取であり、協力員は個別訪問による保険料の集金業務は行っていなかった。」と回答しており、申立内容とは相違している。

また、別の国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、いずれも申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降は、特に収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3463

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から53年3月まで

私が納付した昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料は、年金事務所の記録では還付されたことになっているが、還付金を受け取っていないので、申立期間に係る保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る領収証書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る還付整理簿には、「還付金額、還付事由、還付期間、還付決定日及び還付支払日」等が明確に記録されている上、申立人の住所、氏名、還付金額は、領収証書の記載と一致しており、還付整理簿の記載内容に不合理な点はない。

また、申立人に係る「還付・充当・死亡一時金リスト」においても還付整理簿と同様の記載内容が確認できる上、申立期間は厚生年金保険の加入期間であることから、国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3464 (事案 2727 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 57 年 3 月まで

私は昭和55年5月に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、以後国民年金保険料を納付したはずである。

前回の申立てでは、昭和55年5月から58年3月までの申立期間のうち、57年4月から58年3月までの期間についてのみ、納付が認められたが、国民年金に加入したときに納付していないことは絶対に考えられないので、再度調査の上、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和58年1月7日にA市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、同年4月頃に払い出され、同時期、国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、加入手続きを行った同年4月時点において、55年5月から同年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、ii) A市役所では、過年度納付を行うための納付書発行には、現年度の納付書とは別の事務手続が必要であったと回答しているところ、申立人の母に別途手続を行った記憶は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年9月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
私は、A社を平成 10 年 4 月 30 日付けで退職したので、厚生年金保険の被保険者記録は、資格喪失日が同年 5 月 1 日となるはずであるが、同年 4 月 30 日と記録されている。調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社を平成 10 年 4 月 20 日離職となっており、申立期間の勤務を確認できない上、同社から提出された申立人の給料台帳（平成 10 年 4 月）により、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 26 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 7 月 1 日に、A社において健康保険証を取得して以来、ずっと健康保険証を使用していた。申立期間中も健康保険証を所持していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿において、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月 16 日から 54 年 11 月 15 日まで同社の役員になっていることが確認できる。

しかし、申立期間に申立人と同様に役員だった者のうち、所在を特定できた 3 人は、申立人が毎日勤務していたということではなく、時々見かける程度だった旨供述しており、申立人の申立期間の勤務実態が確認できない。

また、上記商業登記簿により、申立人は、A社において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 48 年 7 月 1 日以前にも役員になっている期間が確認できる上、申立人の長男も、同年 12 月 19 日から断続的に役員になっていることが確認できるところ、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、申立人が再度資格を取得した日と同じ 55 年 4 月 1 日であることが確認できることから、元事業主（申立人の夫）の親族については、申立期間において役員であっても厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の元事業主は、既に死亡している上、申立人は「当時の資料は全て処分して無い。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月1日から41年1月8日まで
② 昭和41年9月1日から45年まで

私は、昭和40年5月にA社に入社し、45年に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。被保険者記録を正しいものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の元同僚は、「申立人は、一旦退職し、再度入社したことを記憶している。」と供述しているところ、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和40年5月10日にA社に入社し、同年8月31日に一旦離職した後、申立期間①を挟んで、41年1月8日に再び入社したことが確認でき、オンライン記録と符合する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和40年5月10日に資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失した後、申立期間①を挟んで、41年1月8日に前回の健保証番号と1番違いの次の番号で資格を再取得していることが確認できる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は昭和41年8月31日にA社を離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

また、申立期間②にA社で厚生年金保険の被保険者記録がある複数の元同僚は、いずれも「申立人のことを知らない。」と供述しており、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

3 A社の元事業主は既に死亡し、同社の社会保険事務の担当者は、「当時の関連資料を保存しておらず、申立人の在籍の有無及び申立期間当時の厚生年金保険の状況は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間①及び②当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月20日から同年8月1日まで

私は、平成8年4月にA社に入社し、B社の設立に伴い、同社に転職した。申立期間にB社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間中の平成8年7月22日からB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、平成8年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録により、申立人と同様に平成8年7月20日に前職であるA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月1日にB社で被保険者資格を取得している元同僚二人のうち、回答があった一人は、「A社がB社を設立し、私はA社の社員からB社の社員になった。私が所持している雇用保険の加入記録によると、平成8年7月21日にA社を離職し、同年7月22日にB社に入社している。なお、当時の給与明細書を所持していないので、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間に厚生年金保険料を控除されていたかどうか分からない。」と供述している。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主に照会したが協力を得られず、人事記録、賃金台帳等の関係資料の所在が不明であることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月1日から20年8月15日まで
② 昭和21年6月1日から22年10月20日まで

私は、申立期間①は旧制中学2年度終了時の昭和19年3月に学徒動員の発令を受け、A社B支社に勤務した。申立期間②はC（機関）D局E部に勤務し、F（作業）を行った。しかし、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当時の仕事内容、雇用形態及び元同僚や元上司の氏名等について具体的に供述している上、G高等学校から提出された記念誌の記載により、同校からA社B支社へ学徒の勤労働員が行われたことが確認できることから、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険の被保険者には該当しない取扱いとされている。

また、G高等学校から提出された昭和20年度卒業証書授与台帳（申立人を含む149名が記載されている。）と、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を照合した結果、当該被保険者名簿に掲載されている卒業生はおらず、当該事業所では、同校からの勤労働員学徒を厚生年金保険に加入させていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、H局から提出された人事記録によると、申立人は、昭和21年9月10日にC（機関）D局（E部）に傭人として採用され、同年12月1日に雇員となり、22年11月25日に退職しており、申立期間②の一部の期間について、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、I局J部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所は、昭和26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

なお、昭和24年に国家公務員共済組合制度が開始されているが、申立期間②は制度が開始される前の期間である。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月10日から同年8月31日まで

私は、昭和20年3月に国民学校高等科を卒業した後、同年4月10日にA社に入社し、終戦頃まで同社B支社に勤務した。年金手帳をもらった記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民学校高等科を卒業して一緒にA社に就職したとして氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人は、同社B支社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は「正社員として入社したか否かについては覚えていない。」と供述している上、上記元同僚も「終戦前に短期間ただけで、給料が支給されたか否かも覚えていない。」と供述している。

また、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が氏名を挙げた3名の元同僚（上記1名を含む。）の氏名は確認できない。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 57 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 54 年 4 月に A 区 B の C 社に正社員として入社し、D（作業）に従事して 57 年 8 月 20 日まで勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に C 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録において、A 区 B に C 社及びこれに類似する名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人から提出された昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料の金額欄に記載されている金額（9,639 円）は、当時の雇用保険料率に見合う額とおおむね符合しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、C 社は、閉鎖登記簿謄本によると、既に解散しており、当時の事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 5 月 31 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成 7 年 1 月 24 日から同年 7 月 24 日まで
③ 平成 7 年 10 月 20 日から 8 年 4 月 20 日まで
④ 平成 8 年 6 月 7 日から 9 年 1 月 31 日まで
⑤ 平成 10 年 5 月 29 日から同年 12 月 30 日まで
⑥ 平成 11 年 2 月 5 日から同年 8 月 11 日まで
⑦ 平成 11 年 9 月 28 日から 12 年 3 月 31 日まで

私が、A社に勤めていた申立期間①から⑦までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、実際に受け取った給与額と比較して低い額になっているので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の記録により、申立期間のうち平成 6 年 7 月から同年 11 月までの期間、7 年 2 月から同年 6 月までの期間、同年 11 月から 8 年 2 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 10 年 7 月における申立人の給与振込額は、社会保険事務所（当時）に届けられた標準報酬月額（20 万円）に見合う報酬月額より高いことが確認できる。

しかし、申立人から提出された預金通帳における給与振込額は、保険料等を控除した後の金額であることから、当該振込額からは、厚生年金保険料の控除額を推認できない。

また、A社は、「当時の貸金台帳等の関係資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除につい

て確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、訂正取消など不適切な処理が行われている形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 11 月 30 日まで
私は、昭和 42 年 4 月から 44 年 11 月までA社に勤務し、事務を担当し会社の指示で社会保険料の納付などの業務を行っていたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間中の昭和 44 年 2 月 1 日からA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、元事業主（申立人の兄）及び複数の元同僚からは、申立人の勤務期間についての供述は得られない。

また、元事業主は、「申立期間当時の関係資料は無く、社会保険の取扱いをどのようにしていたかは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 21 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 10 月 21 日に A 社（41 年 10 月 19 日に B 社に名称変更）に入社し、38 年 10 月 21 日に発行された身分証明書を所持している。申立期間についてはずっと A 社に勤務しており、私より後に入社した者の厚生年金保険被保険者記録が、私より先から始まっていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 10 月 21 日に A 社が発行した身分証明書を所持している上、雇用保険の加入記録により、事業所名は明らかでないものの、同年 4 月 21 日から 40 年 11 月 20 日まで継続して同一事業所に勤務していたことが確認できることから、当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「私は、前に勤務していた会社を退社し、すぐに A 社に転職したが、当初の約 6 か月の厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述している上、別の元同僚は、雇用保険被保険者の資格を取得してから、約 1 年半後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、同社では、従業員を勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、A 社は、昭和 41 年 10 月 19 日に B 社に名称変更後、45 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、B 社の後継会社である C 社は、「A 社と合併した記録は無く、当時の従業員に関する資料も無い。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金

保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3403

第1 委員会の結論

申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に昭和 48 年 7 月 25 日に入社し、翌月末日付けで退職するまで継続して勤務し、退職時の給与から 2 か月分の厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社での厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 48 年 7 月 25 日、資格喪失日は同年 8 月 26 日と記録され、被保険者期間は 1 か月とされているが、申立人が所持する同年 8 月の給与明細書により、同月の給与から 2 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和 48 年 8 月 25 日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、当該事業所が加入していたB厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員台帳では、申立人は昭和 48 年 8 月 26 日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらのことから判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を

喪失した月である昭和 48 年 8 月の給与から 2 か月分の厚生年金保険料を控除されたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年 8 月の給与から控除された同月分の厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月から 41 年 4 月まで
② 昭和 50 年 7 月から 52 年 8 月まで

私は、昭和 40 年 7 月から 41 年 4 月まではA社（現在は、B社）に、50 年 7 月から 52 年 8 月まではC社に勤務したはずであるのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者とされてないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言により、勤務期間は明らかでないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元同僚は、「申立人は正社員ではなかったと思う。正社員以外は社会保険には加入させていなかったと思う。」と供述している。

また、申立人は、「会社から健康保険証をもらったことも返納した記憶も無く、国民健康保険に加入していたと思う。」と供述している。

さらに、B社は、「当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料は既に廃棄済みである。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、ほかに申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、当時の事業主及び元同僚の証言により、勤務期間は明らかではないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認

できる。

しかしながら、当時の事業主は文書照会に対し、「申立人は、D（作業）を行い、代金を支払っていた。代金から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、申立人は、「会社から健康保険証をもらったことも返納した記憶も無く、国民健康保険に加入していたと思う。」と供述している。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、ほかに申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 6 月から A 社（B 社が承継）に勤務しており、47 年 10 月から 48 年 7 月までの 10 か月間の厚生年金保険の標準報酬月額が 13 万 4,000 円から 12 万 6,000 円に下げられているが、私の勤務年数と当時の会社経営状況からみて下がるはずがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社人事部は、「現在では、標準報酬月額が下がることは当然あり得るが、申立期間当時にあり得ることであったかは不明である。申立人の場合、定時決定の際に時間外労働が少なかったとすれば、標準報酬月額が下がることがあったかもしれない。しかし、申立期間当時に申立人が 1 か月に何時間程度の時間外労働を行い、幾らの時間外労働手当を受けていたかを確認できる資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の標準報酬月額について確認できない。

なお、申立人の標準報酬月額が一等級下がった背景事情として、申立人の標準報酬月額の推移をみると、昭和 45 年 8 月の随時改定により当時の最高等級である 10 万円になり、46 年 11 月 1 日の標準報酬月額表改定の法改正により、改定後の最高等級である 13 万 4,000 円となっていることが確認できるが、昭和 46 年 11 月 1 日の標準報酬月額表改定の法改正によって、従来、報酬月額 9 万 5,000 円以上の者の標準報酬月額は上限の 10 万円であったものが、9 万 5,000 円以上の報酬月額を 6 等級に細分し、標準報酬月額の上限が 13 万 4,000 円となったことで、13 万円前後の報酬月額の者は、その給与実態によって等級が変動する可能性が生じたことが挙

げられる。

上記背景事情を踏まえると、昭和 47 年 10 月の定時決定時の基準月（5 月、6 月及び 7 月）において報酬月額に変動があり、基準月の平均報酬月額が 13 万円を下回ったことで、標準報酬月額が一等級下の 12 万 6,000 円に改定されたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3406 (事案 1421 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)からの年金記録回答票では、申立期間の標準報酬月額が 1 万 4,000 円とされているが、その前の時期の 1 万 6,000 円から 2,000 円下がっており、当時はオリンピックがあつて残業も多かったため納得できない。実際には 1 万 8,000 円から 2 万円ぐらいの給与であつたと思う。前回の決定に納得いかないので今回は納得のいく説明と再調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社には、給与等に関する資料が保存されていないため、申立人の給与額を確認できないこと、ii) 当該事業所は、「申立人の昭和 39 年 5 月の標準報酬月額がほかの従業員に比べ何かの理由で高かつたため、同年 5 月から同年 7 月の報酬月額で算出する定時決定(10 月適用)で本来のレベルに戻り、2,000 円下がってしまったのではないか。」と回答していること、iii) 申立人と同年代で同時期に当該事業所に入社した 12 名の標準報酬月額の記録を確認しても申立人の標準報酬月額のみが不自然に下がつたという事情はうかがえないこと、iv) A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載に不備は見当たらず、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、改めて申立人は、「同じ職場で同じ労働をしていたのに、一部の

人間の給与が高かったり低かったりということは考えられない。」と主張しているが、申立人と同期入社元同僚2名は、「自分の年金記録について疑問に思ったことはない。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む12名の厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、11名が同額であり、昭和39年10月の定時決定についても、11名の標準報酬月額は同額であることが確認できる。

また、上記12名のうち申立人を含む3名は、昭和39年10月の定時決定時に標準報酬月額が1万4,000円と下がっているところ、定時決定の計算の基礎となる同年5月から同年7月の残業手当の当時の平均額は不明ではあるが、ほかの8名と標準報酬月額が同額であることを考慮すれば不自然とは考えられない。

このほか、申立人のその主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 8 月から 52 年 7 月までの 9 年間、A 社（現在は、B 社）C 事業所での厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が、6 万円に据え置かれていたので不審に思い調べてもらったところ、一部の期間について間違いが判明し訂正してもらった。申立期間についても、標準報酬月額がずっと 6 万円のままになっているが、標準報酬月額はもっと高かったと思うので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、B 社及び D 健康保険組合は、「申立期間当時の標準報酬月額の資料及び情報は無い。」と回答している上、当時の同僚からも申立人の報酬月額について具体的な供述を得ることができず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、昭和 44 年 11 月に、厚生年金保険法の一部を改正する法律で標準報酬月額の上限について法律改正（6 万円から 10 万円に変更）が行われたが、オンライン記録によると、当該事業所において申立人と同職務で同勤務形態であった元同僚 11 名は、全員が同年 10 月 1 日付けで標準報酬月額が 6 万円に据え置かれた記録が確認でき、そのうち 10 名については同年 11 月 1 日付けで 6 万円を超える標準報酬月額に訂正されているものの、残りの 1 名については、申立人と同様に 45 年 8 月 1 日まで 6 万円と記録されていることが確認でき、申立人のみ不自然な処理であったとは認めがたい。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額に相違は無い。

なお、申立人のA社C事業所の昭和43年8月から52年7月までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額については、当初6万円に据え置かれていたが、昭和45年8月から52年7月までの期間については、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された標準報酬月額に訂正されていることがオンラインの記録から確認できるところ、誤りが生じた理由は不明であるが、上記被保険者原票から判断すると、60年以降に申立人の当該記録を電子化した際に生じた入力誤りと考えられる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月

私は平成 15 年 7 月に A 社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、私の年金記録に反映されていない。当該保険料が控除された旨記載されている「15 年 7 月 賞与明細書」を提出するので当該記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している A 社発行の「15 年 7 月 賞与明細書」に賞与 92 万 6,612 円に対応する厚生年金保険料 5 万 1,763 円が控除された旨記載されているが、オンライン記録上、当該控除が標準賞与額として反映されていない上、当該事業所において平成 15 年 7 月当時に在職していた厚生年金保険被保険者のうち、申立人同様、13 年中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 5 名の申立期間当時に係る標準賞与額についても反映されていないことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「平成 15 年 7 月当時は、会社の資金繰りが悪かったので賞与は支払えず、当該賞与については、未払い賞与として同年 12 月 29 日に支払った。」と回答しているところ、申立期間当時、当該事業所の人事総務部長であった元社員は、「平成 15 年 12 月 29 日と 30 日に 2 日続けて夏と冬の賞与を支払ったということはない。夏の賞与は、年の瀬が迫ってようやく資金繰りができたため支給することができた。また、冬の賞与は、年が明けてしばらくして支払ったと思う。」と供述している。

また、申立人の妻は、「給与明細書の中に A 社が作成した「平成 15 年 7 月期の賞与の件」と「平成 15 年 12 月期の賞与の件」という通知文が有り、

「当面は支給できないが、可能な限り早期に支払う。」旨記載されている。したがって、手元に有る「16年3月賞与明細書」は、平成15年12月に支払われることになっていた賞与の明細書と思う。」と供述している。

さらに、申立人は、「平成15年及び16年に支給された賞与の明細書は、「平成15年7月」、「平成16年3月」と記載されたもの以外は無い。また、15年12月下旬に支給額92万6,000円の賞与を2日続けて支給されたという記憶は無い。」と供述している上、上記15年7月当時に在職していた被保険者のうち1名は、「平成15年7月の賞与について、会社から遅れて支給される旨の説明が有り、しばらくして支給された記憶が有る。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3409（事案 1549 及び 2388 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 6 日まで

私は、申立期間の脱退手当金を受給していないという当初の申立て及び再申立てが認められなかったことは納得できない。

私は昭和 48 年 4 月に婚姻し、AからBに姓が変わったのだから、同年 8 月に脱退手当金を受給したなら、脱退手当金請求書受付経過簿（収受月日は7月 30 日）には「A」でなく「B」と書くのが常識ではないかと思う。また夫も、当時この件につき私から相談を受けた記憶が無いと言っているので当初の決定について見直しをお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所（当時）の保管する脱退手当金請求書受付経過簿には、申立人につき脱退手当金の裁定請求の收受から支払までの事務処理経過が記載され、収受番号「*」及び、「会計 48. 8. 15」の表示が確認できること、申立人が勤務したC事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」及び脱退手当金請求書受付経過簿に記載されている収受番号「*」と一致する「48/*」の表示が確認できること、脱退手当金は資格喪失日から約4か月後の昭和 48 年 8 月 15 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 10 日及び同年 9 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金の受給が昭和 48 年 8 月であるなら、同年 4 月に婚姻していることから、脱退手当金請求書受付経過簿には「A」でなく「B」と書くのが常識である。」と主張しているが、D厚生年金基

金から提出された「（発行日）昭和 48 年 7 月 24 日 一時金給付受領書（基金用）」の写しに「A」の署名があることが確認でき、收受月日が婚姻後である脱退手当金請求書受付経過簿に「A」と書かれていることも不自然ではないと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3410 (事案 2285 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月から34年2月まで
② 昭和35年10月から36年1月まで
③ 昭和40年7月から42年5月まで

私は、A(職種)として、昭和33年10月から34年2月まではB市の「C(店名)」に、35年10月から36年1月まではD市の「E(店名)」に、40年7月から42年5月まではF市の「G(店名)」にそれぞれ勤務したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、「C」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない上、H県内に所在する「C」及び類似名称の適用事業所も確認できないこと、ii) 当時の当該事業所の事業主であった元同僚の所在が判明しないため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができないこと、申立期間②に係る申立てについては、i) 現在の当該事業所の事業主及び複数の元同僚に照会したが、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができないこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いこと、申立期間③に係る申立てについては、i) 複数の元同僚及び現在の事業主に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時

の事業主の所在も判明しないことから、保険料の控除について確認することができないこと、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立期間①、②及び③に係る申立てについて、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

- 2 申立期間①について、今回、申立人は、「当該事業所の元事業主は、以前勤務していたと申し立てた「I（店名）」ではなく、J 県の「K（店名）」の元同僚であった。」と主張しているところ、所在の判明した当該元事業主の供述から、申立期間①に係る事業所名称は「C（店名）」ではなく、B 市にあった「L（店名）」であったこと、及び当該元事業主は「申立人には店を手伝ってもらったことがある。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が「L（店名）」に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主は、「L（店名）は、創業以来廃業するまで個人商店であった。厚生年金保険については、昭和 49 年 8 月 1 日に新規適用事業所になるまで加入していない。申立期間①は、厚生年金保険に未加入であり、当然、申立人の給与から保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「E（店名）には昭和 35 年 10 月から 36 年 1 月まで勤務して厚生年金保険に加入していたはずなので、元同僚等の追加調査及び当該事業所の被保険者名簿において自身の「姓」が略字表記の「M」の氏名で加入しているかどうか再調査してほしい。」と主張しているところ、再度、N（店名）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名及び「姓」が略字表記の「M」の記載は確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 3 名のうち 1 名は所在が判明せず、1 名は照会したが回答を得られない上、残る 1 名は前回の調査において、「申立人が勤務していた記憶はあるが、それ以上は分からない。」と供述しており、新たな証言を得ることができず、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間③について、申立人は、「i) 申立期間③において、「G (店名)」は、「O (店名)」に社名変更をしているので、「O (店名)」において厚生年金保険被保険者となっていないか調査してほしいこと、ii) 申立期間当時の「G (店名)」の事業主を調査してほしいこと、iii) 申立期間当時、申立人自身と家族が地元の病院へ通院していたので、健康保険の加入記録を調べてほしいこと、iv) 「G (店名)」の被保険者名簿を再調査してほしい。」ことを主張している。

i) については、閉鎖登記簿謄本によると、「G (店名)」は昭和60年に「P (店名)」から「Q (店名)」に表記を変更したことは確認できるが、申立期間③において、「O (店名)」への商号変更は認められない上、オンライン記録においても35年8月1日に「Q (店名)」として厚生年金保険の適用事業所になって以降、名称を変更した記録は確認できない。

ii) については、当時の事業主は既に死亡している上、当時の取締役等に照会を行ったが回答を得られず、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

iii) については、全国健康保険協会R支部は、「申立期間当時の資料は、保存期限を経過しており、既に廃棄済みである。」と回答しており、申立人の健康保険の加入状況について確認することができない。

iv) については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を再調査したが、申立人の氏名及び「姓」が略字表記の「M」の記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年3月について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月
② 平成10年3月

私は、平成元年4月1日から10年3月20日までA社に継続して勤務しており、提出した給与明細書の記載どおり申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていることは明らかなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「平成元年4月の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として記録を訂正してもらいたい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、A社は、平成元年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、元事業主は、「当社は、保険料は当月控除であり、申立人の平成元年4月の給与から当月分の保険料を誤って控除したが、当月は厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、これを預り金とした。同年5月から適用事業所となったので、同年5月の給与から保険料を控除せずに、前月控除していた預り金を、同年5月の保険料として納付した。」と回答している。

さらに、申立人は、「平成元年5月の給与明細書は紛失した。」と供

述しているが、申立人名義の銀行通帳において、同年5月25日の給与振込額（18万2,798円）が確認でき、申立人から提出された給与明細書により、同年6月の給与振込額（15万9,028円）と比較すると、2万3,770円の差異が確認できることから、当該各月の前後の給与支給額には変動が無いことから、当該差額は控除額の変更によるものと考えられる上、当該差額は、健康保険料及び厚生年金保険料（2万2,770円）と市町村民税の差額（1,000円）の合計金額（2万3,770円）と一致することから、振込額が多い同年5月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる。

加えて、申立期間当時の元同僚に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について照会したが、具体的な証言を得ることはできず、申立人の申立期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書により、平成10年3月の保険料が給与から控除されていることが確認できるが、A社が発行した「給与支払報告書（個人別明細書）」に記載されている退職日及び申立人に係る雇用保険の離職日から、申立人は同年3月20日に同社を退職していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月21日であることから、申立期間②は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

さらに、オンライン記録において、申立人は平成10年3月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 34 年 3 月まで

私は、昭和 32 年 3 月に高校を卒業してすぐにA区に所在したB社に入社し、同年 9 月まで勤務した。そのあと同年 10 月にC区に所在した同社支店に異動になり、34 年 3 月まで勤務して厚生年金保険に加入していたはずなのに、その期間が未加入とされていることは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、勤務期間は明らかでないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主の所在が判明しないため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時、厚生年金保険被保険者の資格を有する 15 名の元同僚に照会したが、そのうち 2 名は「申立人がいたかもしれない。」と供述しているが、具体的な証言を得ることはできず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿の申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、元同僚は、「申立期間当時、C区には、A区のB社とは別に事業主の弟の個人経営によるD社（現在は、E社）があったはずなので、申立人はそちらに勤務していた可能性がある。」と供述しているため、E社

に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したが、「当時の関連資料は保存されておらず、申立人が在籍していたか否かは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない上、D社（C区）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3413

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月頃 から 56 年 5 月頃 まで

私は、昭和 50 年 4 月頃に A 社（現在は、B 社）から紹介されて、C 社（現在は、D 社）の E（業務）を担当する者として勤務した。A 社における厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元社員の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所の紹介により C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の事業主は、「当社は、申立人には C 社への職業紹介を行ったことはあるが、申立人と当社とは雇用関係は無いので申立人を厚生年金保険に加入させることはなかった。」と回答している。

また、D 社は、「申立期間当時、E（業務）を担当する者は職業紹介所から紹介される日々雇用の従業員のため、当社において厚生年金保険に加入することはなかったと思われる。」と回答している。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人が氏名を挙げた元同僚 4 名についても上記名簿に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。